

# 間違いやすい海外源泉の投資 所得に係る所得税の留意点①

週刊税務通信2019年9月23日号No.3573「海外資産の税務ケース・スタディ」徳山義晃著より

## 配当所得と株式等譲渡損失との損益通算

### (1) 所得税の課税方法

海外口座を通じて保有の株式、投資信託、公社債から生じる利子、配当金、株式等の譲渡益は確定申告必要。

課税方法・・・①利子所得・配当所得・譲渡所得等の所得区分ごとに、②株式や投資信託が上場・公募しているものは特定株式・特定公社債、それ以外は一般株式・一般公社債という区分に応じて、(2)のとおり課税方法が分類されるとともに、③その区分の中で譲渡損益の通算が行われます。

さらに、④特定株式・特定公社債(上場株式等)の譲渡損失のうち、日本国内の金融取引業者等への売委託等で生じた損失は、上場株式等の利子所得及び配当所得との損益通算を行うことができます。

この損益通算後も⑤日本国内の金融口座に上場株式等の譲渡損失が残った場合は3年間の繰越が可能。

### (2) 間違いやすい留意点

海外の金融口座を通じて譲渡した上場株式等の損失を、海外の金融口座を通じて譲渡した上場株式等の損失を、海外の金融口座を通じて取得する上場株式等の利子所得、配当所得と損益通算してしまうケース。

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算が認められるのは、日本国内の金融口座を通じて売委託等をして発生した上場株式等の譲渡損失に限定されます。

(例)日本の金融口座を通して ①上場株式等の譲渡益が400万円 ②利子・配当所得が100万円  
海外の金融口座を通して ③上場株式等の譲渡損失が500万円 ④利子・配当所得が200万円  
⇒ 損益通算・・・(③の譲渡損失500万円) - (①の譲渡益400万円) = 海外譲渡損失100万円  
しかし、この譲渡損失100万円は、②④の利子・配当所得とは損益通算も翌年繰越もできない。

### 【利子所得】

- ・銀行預金利子⇒**総合課税** ・外国(特定)公社債利子⇒**申告分離課税** ・外国(一般)公社債利子⇒**総合課税**
- ・外国上場・公募公社債投資信託からの分配金⇒**申告分離課税**
- ・外国私募公社債投資信託からの分配金⇒**総合課税**
- ・外国公募公社債等運用投資信託からの分配金⇒**申告分離課税**

### 【配当所得】

- ・外国株式(特定)からの配当⇒**総合or申告分離課税**の選択 ・外国株式(一般)からの配当⇒**総合課税**
- ・外国上場・公募株式投資信託からの配当⇒**総合or申告分離課税**の選択
- ・外国(一般)株式投資信託からの配当⇒**総合課税**
- ・外国公社債等投資信託**以外**の証券投資信託(一般)からの分配金⇒**総合課税**
- ・外国公社債等運用投資信託**以外**の上場・公募投資信託(特定)からの分配金⇒**総合課税or申告分離課税**選択
- ・外国公社債等運用投資信託**以外**の投資信託(一般)からの分配金⇒**総合課税**

### 【譲渡所得】

- ・外国株式(上場・一般)の譲渡 ・外国特定株式投資信託(上場・一般)の譲渡 ・外国公社債の譲渡 ・外国公社債投資信託(上場・一般)の譲渡 ・外国公募公社債等運用投資新信託の譲渡 ・外国私募公社債等運用投資信託の譲渡 ⇒ **全て申告分離課税**

【今月の経営格言】 「企業発展の4つの法則」で高収益を実現する。  
by 稲森和夫(京セラ会長)

高収益を維持し、経営を伸ばすために「みんなの発展のために努力できる経営者」を目指す。【企業発展の4つの法則】①謙虚にして驕らず ②思いは必ず実現する ③宇宙のすべてのものを進化し発展させる ④宇宙は必ず調和をとる 「図解稲森和夫の経営早わかり」より